

防府市中小企業

人材育成応援補助金

市内中小企業者等を対象に、業務上必要なスキルの習得や新たな技術導入に係る研修等の受講に必要な経費の一部を補助します。

人材確保や労働生産性の向上に向けて、従業員の新たな能力開発に取り組む市内中小企業者様のご申請をお待ちしております！

※ リスクリング・・・今後の事業戦略や将来像を見据え、企業が事業の成長・変革に必要なと考えられる職業能力を従業員に習得させること

1. 支援内容

市内中小企業者等が自社の従業員を対象とした研修等を受講する場合に、

研修の受講に係る経費の一部を補助します。

(従業員1人あたり最大5万円・1社当たり最大20万円まで)

補助率

2分の1

補助限度額

20万円

2. 補助対象者及び対象事業

■ 補助対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、以下の①～③に全てに該当する事業者

①

中小企業基本法第2条に定める中小企業者または小規模事業者であること(個人事業主を含む)。

②

市税を滞納していないこと。
防府市からの指名停止措置を受けていないこと。

③

事業主又は役員に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員がいないこと。

■ 対象事業

市内の事業所に勤務する常勤役員(個人事業主を含む)、正規従業員が受講する研修又は講習で、以下の両方に該当する事業

1

次のいずれかが実施するものであること

- ・公的研修機関
- ・試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- ・専門的な研修を行っている民間団体又は企業等
- ・補助対象者が自ら企画して主催する研修等

2

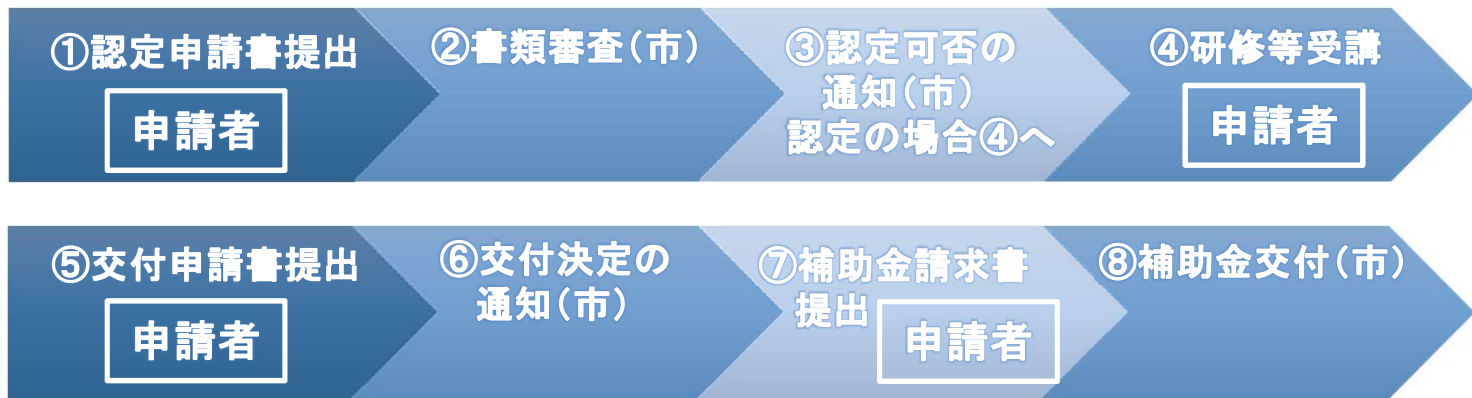
実研修時間が6時間以上の日程のものであること

【！ご確認ください！】

- ・受講を検討している研修等が補助対象となるか等、防府市商工振興課までお問合せください。
- ・他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けるもの(予定を含む)は、補助対象外となります。

(裏面に続きます)

3. 申請から補助金交付までの流れ



①認定申請時の必要書類

- 認定申請書(第1号様式)
- 研修概要書(別紙1)
- 研修機関が発行する研修案内等
- 定款及び登記事項証明書
(個人事業主の場合は開業届の写し及び住民票)
- 市税の滞納の無いことの証明書

⑤交付申請時の必要書類

- 交付申請書(第6号様式)
- 研修実施報告書(別紙2)
- 研修等を受講したことを証する書類
- 研修に要した経費の領収書の写し
(申請者が自ら企画する研修等の場合)
- 受講者名簿の写し
- 実施状況写真

4. 補助対象経費

認定日以降令和7年2月28日までに受講する研修等に係る経費で、以下に該当するもの。
(経費を支出したことが確認できるものに限ります。)

- ① 謝金
- ② 委託料(研修業務委託費)
- ③ 会場借上料
- ④ 教材費
- ⑤ 受講料

※上記①~⑤について、消費税及び地方消費税は対象経費となりません。

5. 募集期間

随時、申請を受け付けます。

※ 予算額に達するまで、随時受付します(先着順)。

※ 令和7年2月28日までに補助対象事業を実施してください。

【申込み・問合せ先】
防府市商工振興課 労政係

(受付時間：平日8:15～17:00) TEL：0835-25-2574

〒747-8501 防府市寿町7番1号

詳細はホームページを
ご確認ください



防府市 人材育成 補助金

